

熊本県環境特性情報データベース (熊本県環境GIS)

< 第二版 >

データ解説書

平成 17 年 3 月

熊本県 環境生活部 環境政策課

番 号	自然環境・景観・文化財関連
01	自然環境・文化財関連指定

1 内容

ここでは、自然公園の種別、鳥獣保護区、緑地環境保全地域、自然環境保全地域などの自然環境等の保全に関連する法令等により指定された地域の状況をはじめ、天然記念物や史跡、有形無形文化財などの国・県指定の文化財の分布状況を示している。

自然公園（自然公園法）

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的として、下記のとおり指定されている。

国立公園

我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地（海中の景観地を含む）

国定公園

国立公園に準ずる優れた自然の風景地

県立自然公園

優れた自然の風景地

特別地域

自然公園の風致を維持するために指定される地域

（a）特別保護地区

自然公園の景観を維持するために、特別地域内に指定される地域

（b）第1種特別地域

特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって現在の景観を極力保護することが必要な地域

（c）第2種特別地域

第1種特別地域及び第3種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動については、つとめて調整を図ることが必要な地域

（d）第3種特別地域

特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれがない地域

海中公園地区

自然公園の海中の景観を維持するために指定される地区

普通地域

自然公園のうち特別地域及び海中公園地区に含まれない地域

鳥獣保護区（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律）

狩猟等鳥獣の捕獲や鳥類の卵の採取等を禁止しその安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生育環境を保全、管理及び整備することにより鳥獣の保護を図

ることを目的として指定される区域。

・特別保護区

鳥獣保護区の区域内で、鳥獣の保護又は鳥獣の生育地の保護を図る上で特に良好な生育環境の確保が求められる区域

緑地環境保全地域（熊本県自然環境保全条例）

市街地、集落地、若しくはこれらの周辺の地域で、自然環境の保全を図るために必要な樹木地、池沼、丘陵、河川もしくは海岸の区域。または、その地域を象徴する歴史的、文化的資産と一体となって、良好な生活環境を形成している区域。

生活環境保全林・多目的保安林

都市の周辺等にあつて、災害の防備並びに大気の浄化、気象条件の緩和等の生活環境保全機能と保健休養機能とを兼ね備えた森林を、災害防備兼保健保安林として指定し、自然造成及び自然林改良等の整備事業等を行っている。

自然環境保全地域（自然環境保全法、熊本県自然環境保全条例）

すぐれた自然環境を維持している地域の保全を目的として指定するもの

国指定自然環境保全地域（自然環境保全法）

次のいずれかに該当するもののうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なもの。

- (a) 高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区域で面積 1,000 h a 以上のもの
- (b) すぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域で面積 100 h a 以上のもの
- (c) 特異な地形若しくは地質、又は特異な自然現象が生じている区域で面積 10 h a 以上のもの
- (d) そこに生存する動植物を含めた自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域で 10 h a 以上のもの
- (e) 熱帯魚、さんご、海そうその他これらに類する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海域で面積 10 h a 以上のもの
- (f) 野生動植物の生息（生育）地、繁殖地又は樹齡が特に高く学術的価値を有する人工林が相当部分を占める森林で自然環境が（ a ）～（ e ）に相当する程度を維持している面積 10 h a 以上のもの

ただし、原生自然環境保全地域、自然公園の区域を除く。

県指定自然環境保全地域（熊本県自然環境保全条例）

前述の（ a ）～（ d ）（ f ）に該当するもの（但し最低面積は異なる）で原生自然環境保全地域、自然環境保全地域（国指定）、自然公園に含まれない地域

国及び県指定文化財（文化財保護法、熊本県文化財保護条例）

有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産

で、わが国や県にとって歴史上または芸術上価値の高いもの並びに考古資料及び学術的価値の高い歴史資料

無形文化財

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、わが国や県にとって歴史上または芸術上価値の高いもの

民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習及びこれに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件で、わが国や県の人々の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの

史跡

貝塚、古墳、郡城跡、城趾、旧宅その他の遺跡で、わが国や県にとって歴史上または学術上価値の高いもの。

名勝

庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で、わが国や県にとって芸術上または鑑賞上価値の高いもの

天然記念物

動物（生育地、繁殖地および渡来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）で、わが国や県にとって学術上価値の高いもの

2 作成方法

参考資料をもとに、既存のデジタルデータ及び座標読取装置にて計測を行ったデータより作成。

3 参考資料

[国立公園・国定公園]

・自然環境情報 GIS 第二版(H11 環境庁自然保護局編 熊本県環境生活部自然保護課)

[県立自然公園]

・各自然公園区域図(縮尺 1/25,000 ~ 1/50,000 S62 ~ H10 熊本県環境生活部自然保護課)

[鳥獣保護区]

・熊本県鳥獣保護区等位置図(縮尺 1/100,000 H16 熊本県環境生活部自然保護課)

[緑地環境保全地域]

・緑地環境保全地域図(熊本県地形図)(縮尺 1/25,000 S51 熊本県環境生活部自然保護課)

[生活環境保安林・多目的保安林]

・環境特性図(縮尺 1/50,000 H5 ~ H8 熊本県環境生活部環境政策課)

[自然環境保全地域]

・環境特性図(縮尺 1/50,000 H5 ~ H8 熊本県環境生活部環境政策課)

[国指定文化財・県指定文化財]

・熊本文化財一覧（住所データ）（H13 熊本県教育委員会文化課）

番 号	自然環境・景観・文化財関連
02	景観関連法指定

1 内容

ここでは、熊本県屋外広告物条例による広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置等に際しての禁止や許可に係る指定地域をはじめ、この条例と関連する郷土修景美化地域や風致地区、また県土の景観形成にあたって重要な地区を指定している熊本県景観条例に基づく景観形成地域の状況を示している。

熊本県屋外広告物条例により禁止地域

広告物の表示、または広告物を掲出する物件を設置してはならない地域で、第 1 種から第 3 種禁止地域が下記の内容で設定されている。

第 1 種禁止地域

- (a) 条例第 3 条第 1 号に規定する風致地区（都市計画法第 11 条に規定する緑地内の区域に限る）
- (b) 条例第 3 条第 5 号に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
- (c) 条例第 3 条第 6 号に規定する自然環境保全地域
- (d) 条例第 3 条第 7 号に規定する国立公園または国定公園の区域（特別地域に限る）
- (e) 条例第 3 条第 8 号に規定する特別地域（熊本県立自然公園条例）
- (f) 条例第 3 条第 11 号に規定する知事が指定する区域（景観形成地域）

第 2 種禁止地域

- (a) 条例第 3 条第 1 号に規定する美観地区、風致地区（緑地内の区域を除く）及び特別緑地保全地区
- (b) 条例第 3 条第 2 号に規定する建造物（文化財保護法）及び史跡名勝天然記念物または特別史跡名勝天然記念物並びにこれらの周囲で知事が指定する地域
- (c) 条例第 3 条第 3 号に規定する建造物、史跡及び名勝または天然記念物並びにこれらの周囲で知事が指定する地域
- (d) 条例第 3 条第 4 号に規定する保安林のある地域
- (e) 条例第 3 条第 9 号に規定する保存樹林のある地域
- (f) 条例第 3 条第 10 号に規定する都市公園の区域
- (g) 条例第 3 条第 11 号に規定する知事が指定する区域（景観形成地域）
- (h) 条例第 3 条第 12 号に規定する知事が指定する区域（道路、鉄道等の沿線等）
- (i) 条例第 3 条第 13 号に規定する知事が指定する区域（河川、湖沼、溪谷等）
- (j) 条例第 3 条第 16 号に規定する古墳、墓地並びに社寺、教会、火葬場の建造物及びその境域

第 3 種禁止地域

- (a) 条例第 3 条第 1 号に規定する第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域
- (b) 条例第 3 条第 7 号に規定する国立公園または国定公園の区域（普通地域に限る）
- (c) 条例第 3 条第 11 号に規定する知事が指定する区域（景観形成地域）

- (d) 条例第3条第12号に規定する知事が指定する区域（道路、鉄道等の沿線）
- (e) 条例第3条第13号に規定する知事が指定する区域（河川、湖沼、渓谷等）
- (f) 条例第3条第14号に規定する知事が指定する区域（港湾、空港駅前広場）
- (g) 条例第3条第15号に規定する官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、記念館、体育館及び公衆便所の建造物並びにその敷地

熊本県屋外広告物条例により許可地域

広告物の表示、または広告物を掲出する物件を設置しようとする場合、知事の許可を受けなければならない地域で、第1種から第3種許可地域が設定されている。

第1種許可地域

- (a) 条例第5条第1項第1号に規定する条例第3条第4号から第6号まで及び第8号の知事が指定する区域（保安林、自然環境保全地域）
- (b) 条例第5条第1項第2号に規定する知事が指定する区域（景観形成地域）
- (c) 条例第5条第1項第3号に規定する知事が指定する区域（道路、鉄道等の沿線等）
- (d) 条例第5条第1項第4号に規定する知事が指定する区域（河川、湖沼、渓谷等）
- (e) 条例第5条第1項第5号に規定する知事が指定する区域（港湾、空港、駅前広場）

第2種許可地域

- (a) 条例第5条第1項第1号に規定する条例第3条第1号から第3号まで及び第7号の知事が指定する区域（1種住専地区、風致地区、国立公園、国定公園等）
- (b) 条例第5条第1項第2号に規定する知事が指定する区域（景観形成地域）
- (c) 条例第5条第1項第3号に規定する知事が指定する区域（道路、鉄道等の沿線）
- (d) 条例第5条第2項に規定する市町の区域（都市計画法第2章の規定に定められた近隣商業、商業、準工業及び工業地域を除く）

第3種許可地域

- (a) 条例第5条第1項第3号に規定する知事が指定する区域（道路、鉄道等の沿線）
- (b) 条例第5条第2項に規定する市町の区域（都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業、商業、準工業及び工業地域に限る）

郷土修景美化地域（熊本県自然環境保全条例）

木竹その他の植物を積極的に植栽し、修景美化のため緑地の造成を図ることが必要な地域や、眺望にすぐれた道路の沿線でその地域を象徴する歴史的、文化的資産と一体となって良好な自然環境を形成し、緑地の保全を図ることが必要な地域。

風致地区（都市計画法）

都市計画法により、都市の風致を維持するために必要な地区として指定された地区。

熊本県景観条例に基づく景観形成地域

次の各号のいずれかに該当する地域のうち、県土の景観形成上重要な地域として指定

されている地域。

- (a) 山、高原、海、河川等の自然の風景を有する地域
- (b) 歴史的遺産を有する地域
- (c) 田園風景を有する地域
- (d) 道路及びその周辺の地域
- (e) 都市施設の集積地域
- (f) その他知事が特に必要と認める地域

熊本県景観条例に基づく特定施設届出地区

県内において、建築物、工作物などが集積し、または集積するおそれがある区域のうち、景観形成を図る必要があると認められる幹線道路の沿道の区域。

2 作成方法

参考資料をもとに、座標読取装置にて計測を行った。

3 参考資料

[熊本県屋外広告物条例による禁止・許可地域]

- ・熊本県屋外広告物条例規制概要図(縮尺 1/200,000 H13 熊本県土木部都市計画課)
- ・熊本市屋外広告物条例規制概要図(縮尺 1/25,000 H12 熊本市都市整備局開発部都市整備指導課)

[郷土修景美化地域]

- ・郷土修景美化地域図(熊本県地形図)(縮尺 1/25,000 S51 熊本県環境生活部自然保護課)

[風致地区]

- ・各都市計画総括図の風致地区(H6~H13 熊本県土木部都市計画課)

[県景観条例に基づく景観形成地域・特定施設届出地区]

- ・景観条例ハンドブック(H13 熊本県土木部都市計画課)

番 号	自然環境・景観・文化財関連
03	土地利用・植生

1 内容

ここでは、地域における土地の利用状況（市街地、農地、森林など）をはじめ、植生状況が把握できる。

2 作成方法

参考資料をもとに、既存のデジタルデータ及び座標読取装置にて計測を行ったデータより作成した。

自然環境情報 GIS 第二版に収録されている現存植生（第 3 回、第 4 回及び第 5 回自然環境保全基礎調査）のデータから、最新の植生状況を把握し、その植生状況のうち、森林等でない箇所については、土地利用データとして整備した。

3 参考資料

[植生]

・自然環境情報 GIS 第二版(H11 環境庁自然保護局編 熊本県環境生活部自然保護課)

[土地利用]

・自然環境情報 GIS 第二版(H11 環境庁自然保護局編 熊本県環境生活部自然保護課)

[土地利用のうち施設系のみ]

・環境特性図（縮尺 1/50,000 H5～H8 熊本県環境生活部環境政策課）

番 号 04	自然環境・景観・文化財関連 すぐれた自然等分布
-----------	----------------------------

1 内容

ここでは、第1回自然環境保全基礎調査（環境庁）「すぐれた自然調査」の結果をもとに動植物、地形・地質・自然現象、歴史的な自然環境に関連する環境資源の分布を示している。

野生動物

日本特産種、稀産種、世界または日本において南限または北限種、その他重要な個体群である哺乳類、鳥類、両生類・は虫類、淡水魚類、昆虫類の生息地（繁殖地を含む）、渡来地（鳥類）の生息状況を示している。

昆虫、淡水魚類については、生息が現地確認、文献、聞込のいずれかの方法によって確認された場所を示している。また、哺乳類については聞取調査のみによって生息が確認された場所を示している。

地形・地質、自然現象

模式的記念碑的な意味を持つ岩石、鉱物、化石などの露頭や典型的な地形種類（小地形）、火山現象、水文・気象・海象現象などのうち、大規模なもの及び地形、地質、自然現象などのさまざまな要素の組合せにより、地球科学的意味をもった景観を構成するものなどを示している。

歴史的な自然環境

遺跡、歴史的建造物等の歴史的な文化財や、過去の生活様式と密接に結びつき、これらと一体をなす歴史的な風土としての自然環境を形成しているもの（例えば、歴史的な文化財と一体となった自然林等）で、第1回自然環境保全基礎調査で取り上げたものを示している。

2 作成方法

参考資料をもとに、座標読取装置にて計測を行った。

3 参考資料

- ・環境特性図（縮尺 1/50,000 H5～H8 熊本県環境生活部環境政策課）

番 号 05	自然環境・景観・文化財関連 希少な自然等分布
-----------	---------------------------

1 内容

ここでは、第2～4回自然環境保全基礎調査（環境庁）の特定植物群落や野生動物、自然景観、巨樹・巨木林の調査等の結果をもとに、県内における希少な植物や野生動物の生育や生息状況、すぐれた自然環境資源としての代表的な場所や範囲、県内に残されてきている巨樹や巨木林の位置などを示している。

同様に、県を代表する樹林地や樹木をふるさとの樹木として、また、県内に数多くみられる湧水などの水辺で特に代表的な名水百選のうち地域に分布する名水の位置を示している。

特定植物群落

特定植物群落は、人為の影響を受けていない、またはそれに近い状態である群落や、国内でも稀な群落の生育する地域等を示している。

両生類・は虫類、淡水魚類、昆虫類

両生類・は虫類、淡水魚類、昆虫類は、以下の選定基準等によって選定された種を対象に、第2回自然環境保全基礎調査で調査された生息域や生息地などであり、基本的には、各種の生息が現地確認、文献、聞込のいずれかの方法によって確認された範囲や地点などを示している。

両生類・は虫類

絶滅の恐れのある種、学術上重要な種等として環境庁が選定した両生類24種、は虫類10種が対象となっている。

淡水魚類

絶滅の恐れのある種、学術上重要な種等として環境庁が選定した淡水魚類27種（うち対象6種）及び県が選定した種（8種）が対象となっている。

昆虫類

環境庁が選定した指標性昆虫10種及び次の選定基準により選定された特定昆虫種（対象65種）が対象となっている。

下記に示されるような、模式的記念碑的な意味を持つ岩石、鉱物、化石などの露頭や典型的な地形種類（小地形）、火山現象、水文・気象・海象現象などのうち、大規模なもの及び地形、地質、自然現象などのさまざまな要素の組合せにより、地球科学的意味をもった景観を構成するものなどを示している。

自然景観資源

わが国の自然景観の現況を全国的視野で把握するため、視対象である自然景観の骨格をなす地形・地質及び自然景観として認識される自然現象を対象とし、それらの位置、特性、眺望性、利用の現況を調査した第3回自然環境保全基礎調査（環境庁）の自然景観資源調査の結果を示している。

調査は、昭和 61、62 年度の 2 年にわたり、文献調査、ヒアリング、図上計測および現地調査によっている。

巨樹・巨木林

第 4 回自然環境保全基礎調査（環境庁）の巨樹・巨木調査の結果を示している。これらの巨樹・巨木調査は良好な地域景観を形成しているものや、歴史的な意味を有しているもの、野生鳥獣の営巣の場となっているものなど、自然環境保全上重要な役割や価値を有している場合が多い。

巨樹・巨木林の対象としては、次の基準等によって、調査された樹木や樹林地の位置や範囲を示している。

地上から約 130 cm の位置での幹周（囲）が 300 cm 以上の樹木またはこれらが生育している樹林、並木等。ただし、地上から 130 cm の位置において幹が複数に分かれている樹木の場合には、個々の幹の幹周が 300 cm 以上であり、そのうちの主幹の幹周が 200 cm 以上のものとする。

ふるさとの樹木

郷土の豊かな自然を象徴するもののひとつである「ふるさとの樹木」に焦点をあて、昔から暮しとの関わりで維持され、守られてきた鎮守の森や、故事伝承のある老樹名木などのうち、主要なものの位置や範囲を示している。

熊本名水百選

熊本県には、環境庁選定の「名水百選」として選ばれた名水が、4 ヶ所（菊池水源、轟水源、池山水源、白川水源）があり、県としては最も多い。こうした美しい水を守り育てる運動の盛り上がりを図るため、昭和 60 年 8 月に、この 4 名水を含む「熊本名水百選」が選定された。ここでは、選定された名水のうち本地域に分布している名水の位置を示している。

2 作成方法

参考資料をもとに、既存のデジタルデータ及び座標読取装置にて計測を行ったデータより作成した。

3 参考資料

[第 2、3、4 回自然環境保全基礎調査]

・自然環境情報 GIS 第二版(H11 環境庁自然保護局編 熊本県環境生活部自然保護課)

[ふるさとの樹木]

・自然環境保護関連法令集(H13 熊本県環境生活部自然保護課)

[熊本名水百選]

・環境特性図(縮尺 1/50,000 H5～H8 熊本県環境生活部環境政策課)

番 号 06	自然環境・景観・文化財関連 標高区分
-----------	-----------------------

1 内容

ここでは、標高を大きく区分し、地域の地質や地殻変動、火山活動、浸食堆積などにより形成された地盤の凹凸や地形の起伏、傾斜の状況と密接に関連した等高線の状況を示している。

標高は、地域の気候や土地利用、植生などにさまざまな影響を与えており、地域の環境を理解していく上での基礎的な環境条件のひとつに位置づけられる。

2 作成方法

数値地図 50m メッシュ（標高）から GIS ソフトを用いて作成した。

3 参考資料

・数値地図 50m メッシュ（標高）(H13 日本- 国土地理院)

番 号 07	自然環境・景観・文化財関連 降水・風向
-----------	------------------------

1 内容

ここでは、地域の気候のうち降水状況を示しており、地域の水資源や災害等に密接に関連する環境特性の検討や把握に資することを目的に、季節別、台風時期の降水量の多い地区の概況を既存の資料等から類推し模式的に示している。

2 作成方法

参考資料のうち国土情報整備事業により気象庁が作成した資料（メッシュ気候値）を基に、GIS ソフトを用いて作成した。

3 参考資料

- ・国土情報整備事業により気象庁が作成したメッシュ気候値データ（S62）

番 号	水資源関連
08	水系・水質区分

1 内容

ここでは、地域を流下する主要な河川水系や流域区分、主な分水界などと、河川ごとの水質環境達成基準に係る類型区分の状況を示している。あわせて、地域に賦存する水資源のひとつとして、主要な湧水地や温泉などの位置を示している。

水系区分

地表に達した雨水などは、原則的には地表面（地形等）の凹凸や傾斜状況等により、地表面を流下し、また貯留や地下浸透し、さらには蒸発しながら、河川や海域へ流出している。

ここでは、こうした地表水の流動方向に大きく左右している地形的な条件からの分水界（尾根など）を示し、地表水の流出経路や地域の水循環などの検討に資するようにしている。

水域類型区分（水質汚濁に係る環境基準類型）

水質汚濁防止法に基づく環境基準の類型区分を示している。

2 作成方法

参考資料をもとに、座標読取装置にて計測を行った。

3 参考資料

[水系区分]

・環境特性図（縮尺 1/50,000 H5～H8 熊本県環境生活部環境政策課）

[水質類型区分（河川・海域）]

・熊本県水質環境基準類型指定図（縮尺 1/200,000 H12 熊本県環境生活部環境保全課）

番 号 09	水資源関連 給水区域・水源分布
-----------	--------------------

1 内容

ここでは、地域における水資源の活用状況あるいは生活基盤の整備状況を示すひとつの例として、上水道を主とした水源の位置やその給水区域（用水受益地区）の状況と計画を示している。

2 作成方法

参考資料をもとに、座標読取装置にて計測を行った。

3 参考資料

・平成 13 年度水道地図（縮尺 1/50,000 H14 熊本県健康福祉部生活衛生課）

番 号	水資源関連
10	表層地質

1 内容

ここでは、地域を構成する最も基礎的な情報のひとつとして、地盤の種類、その形成時期や状況など、表層地質の状況を示している。表層地質の種類としては、その生成状況から大別して堆積岩・堆積物・火山岩、深成岩、変成岩に分類される。

こうした表層地質は、地域環境が有している災害や水資源、自然環境や景観などの特性と密接に関連している。

2 作成方法

参考資料をもとに、座標読取装置にて計測を行った。

3 参考資料

[土地基本分類調査]

・土地分類基本調査（縮尺 1/50,000 S31～H10 熊本県地域振興部土地資源対策課）

[潮流・底質]

・海図第 169 号 島原湾（縮尺 1/100,000 H13 海上保安庁水路部）

・海図第 206 号 天草諸島及八代海（縮尺 1/100,000 H13 海上保安庁水路部）

番 号	防災関連
11	防災関連法指定

1 内容

ここでは、地域における防災に係る各種法令等による以下の指定地や区分の分布状況で、今後の防災対策の推進や環境利用にあたって事前に留意すべき地域等の状況を示している。

なお、ここでの指定地や区域は、災害危険に係る全ての場所や地区を網羅しているのではなく、防災対策上重要な場所や早急に対策を図っていく必要のある場所などに限られている。また、指定地でも既に対策等がなされた場所も含まれている。

保安林（森林法）

以下に掲げる目的を達成するために指定された森林を示している。

保安林においては、原則として土地の形質変更を行ってはならない。立木の伐採や軽微な土地の形質変更を行う場合には、事前に県知事の許可等が必要である。

水源のかん養

土砂の流出の防備

土砂の崩壊の防備

飛砂の防備：海岸地域の一部

風害、水害、潮害、干害、雪害または霧害の防備

なだれまたは落石の危険の防止：傾斜地の一部

火災の防備

魚つき

航行の目標の保存

公衆の保健

名所または旧跡の風致の保存

砂防指定地（砂防法）

砂防設備を要する土地、または砂防法により治水砂防上のため一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地が指定の対象となっている。

地すべり防止区域（地すべり等防止法）

地すべりしている区域、または地すべりのおそれのきわめて大きい区域（地すべり区域）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、もしくは誘発するおそれのあるきわめて大きいものであって公共の利害に密接な関連を有するものが指定の対象となっている。指定区域では、地すべりを助長、誘発する行為に対しては、許可が必要となっている。

急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）

崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者等に危害が生ず

るおそれのあるもの、およびこれに隣接する土地のうち、当該傾斜地の崩壊が助長され、または誘発されないようにするため、一定の行為を制限する必要がある土地の区域が指定の対象となっている。指定区域では、崩壊を助長、誘発する行為に対しては、許可が必要となっている。

宅地造成工事規制区域

宅地造成工事規制区域は宅地造成に伴い崖崩れ、または土砂の流出を生じるおそれが著しい市街地となる予定のある土地の区域内において、宅地造成等規制法に基づき、災害防止のため宅地造成に関する工事等について規制する区域。

1 級河川（河川法）

国土保全上または国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川をいい、管理は国土交通大臣が行うことが基本となっている。

2 級河川（河川法）

政令で指定された水系以外の水系で、公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したものをいい、管理は都道府県が行う。

海岸保全区域

津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護することを目的に指定されている地区で、次の行為を行うには海岸管理者の許可が必要となる。

海岸保全区域占用

土砂等（砂）の採取

水面もしくは他の土地に他の施設を新設

水面もしくは他の土地にある他の施設等を改築すること

土地の形状を変更する行為（掘削・盛土・切土など）

2 作成方法

参考資料をもとに、既存のデジタルデータ及び座標読取装置にて計測を行ったデータより作成した。

3 参考資料

[土砂災害関連法指定]

・熊本県土木部砂防課所管のデジタルデータ（H15 熊本県土木部砂防課）

[土砂災害関連法指定（一級・二級河川）]

・熊本県砂防関係管内図（縮尺 1/200,000 H8 熊本県土木部砂防課）

[土砂災害関連法指定（宅地造成工事規制区域）]

・環境特性図（縮尺 1/50,000 H5～H8 熊本県環境生活部環境政策課）

[保安林・海岸保全地区]

・環境特性図（縮尺 1/50,000 H5～H8 熊本県環境生活部環境政策課）

番 号	防災関連
12	災害危険箇所等分布

1 地図内容

ここでは、地すべり、急傾斜地崩壊、山腹崩壊、土石流などの自然災害の発生に対して危険と想定される箇所や範囲について、既存の調査結果の台帳をもとに、それらの分布状況を示している。掲載された各危険箇所の内容は以下のとおりである。

地すべり危険箇所（国土交通省所管）

地すべりの発生するおそれのある箇所で「地すべり等防止法」第 51 条に基づく国土交通大臣所管になる箇所。

- 過去に地すべりによるとみられる被害の発生した所
- 現地活動の徴候（亀裂、陥没、隆起等）がみられる所
- 地すべり地形を呈している所。岩種・地質構造から見て発生の可能性のある所
- 地すべり防止区域の指定地
- 平成 5 年調査による危険箇所（地すべり発生の危険性がなくなった所を除く）

急傾斜地崩壊危険箇所

傾斜度 30° 以上、高さ 5 メートル以上の急傾斜地（人工斜面を含む全ての急傾斜地）がある地区。

なお、被害想定区域内の保全人家の戸数により、ランクを分けている。

ランク とは、同区域内に人家 5 戸以上（5 戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のほか社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設のある場合を含む）ある場合は急傾斜地崩壊危険箇所（ ）とし、ランク とは、同区域内に人家が 1～4 戸の場合は急傾斜地崩壊危険箇所（ ）とし、ランク とは同区域内に保全人家がないが開発動向等がみられる箇所を急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面（ ）としている。

山腹崩壊危険箇所

保安林台帳、保安施設地区台帳、治山台帳、森林計画、空中写真、地形図、地質図等の既往の資料及び聞き取り等の調査により、次の または に該当する地区で、危険度点数が 85 点以上の箇所。

次のいずれかに該当する地区であって、山腹崩壊により、官公署、学校、病院、道路（一般の交通の用に供されている林道及び農業用道路を含む）等の公共もしくは公共用施設又は人家（工場、旅館、社寺等を含む）（以下、「公共施設等」）に、直接被害を与えるおそれのあるもの。

- (a) 山地災害危険地区調査について（平成 3 年 9 月 24 日付け林野治第 2741 号、林野庁長官通達）に基づく調査により、山腹崩壊危険地区と決定された地区
- (b) 現に山腹崩壊が発生している地区
- (c) 亀裂、陥没、異常な地下水の湧出等山腹崩壊が発生するおそれがある地区
- (d) 溪岸侵食が著しく、山腹崩壊が発生するおそれがある地区

(e) 地形、地質条件が次のいずれかに該当し、山腹崩壊が発生するおそれがある地区

(ア) 地形

- ・ 傾斜が急な地区
- ・ 傾斜の著しい変移点を持っている地区
- ・ 地表流下水等が集中流下する地区

(イ) 地質

- ・ 破碎帯または断層上にある地区
- ・ 流れ盤となっている地区
- ・ 基岩の風化が著しく進んでいる地区
- ・ 基岩の節理又は片理が著しく進んでいる地区

(f) 次に掲げる地区において、地震により山腹崩壊が発生するおそれがある地区

- ・ 地震予知連絡会により観測強化地域、特定観測地域に指定された地域の市町村
- ・ 活断層から 10 キロメートル以内の地域
- ・ 過去発生した地震により、公共施設等に大規模な被害が発生した市町村
- ・ 第四紀火山堆積物等地震により大規模な山腹崩壊が発生する恐れがある地域を有する市町村

(g) 落石が発生するおそれがある地区

(h) 聞き取りなどの調査により、山腹崩壊が発生するおそれがあると認められる地区

山腹工施行地区であって公共施設等を直接保全するもの

土石流危険渓流

土石流危険渓流とは、土石流の発生の危険性があり、1 戸以上の人家（人家がなくても官公署、学校、病院及び社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設、駅、旅館、発電所等の公共施設のある場合を含む）に被害を生ずるおそれがある渓流である。

なお、渓流とは、具体的には 1/25,000 地形図で谷型の地形をしているところとし、渓床勾配が 3° （1/20）（火山砂防地域では 2° （1/30））までを終点とする渓流をいう。

土石流危険渓流については、保全人家の戸数により、ランクを分けている。

ランク とは、保全人家 5 戸以上、または、5 戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、発電所等のある場所に流入する渓流を土石流危険渓流 とし、ランク とは、保全人家戸数が 1～4 戸の場所に流入する渓流を土石流危険渓流 とし、ランク とは現在保全人家戸数 0 戸であるが、今後住宅等の新築の可能性があると考えられる区域に流入する渓流を土石流危険渓流に準ずる渓流としている。

崩壊土砂流出危険箇所

保安林台帳、保安林施設地区台帳、地すべり防止区域台帳、治山台帳、森林計画、空中写真、地形図、地質図等の既往の資料及び聞き取り等の調査により、次の から のいずれかに該当する地区で、危険度点数が 85 点以上の箇所。

「山地災害危険地区調査について」(平成3年9月24日付け林野治第2741号、林野庁長官通達)に基づく調査により、崩壊土砂流出危険地区と決定された地区。

第3次火山噴火予知計画(文部省)において、「活動的で、特に重点的に観測研究を行うべき火山」として指定された火山の周辺地域において、火山噴出物による火山泥流等の発生のおそれがある地区。

次のすべてに該当する地区。

- (a) 山腹崩壊危険地区調査実施要領の1の(1)または地すべり危険地区調査実施要領の1の(1)に該当し、山腹崩壊または地すべりが発生しているか又は発生するおそれがある地区
- (b) 溪流の条件が、次のいずれかに該当し、山腹崩壊又は地すべりによって発生した土砂が土石流等となって流出するおそれがある地区
 - ・ 溪床勾配が急な溪流
 - ・ 溪床に大量の不安定土砂が堆積している溪流
 - ・ 体積土砂に占める転石の混入割合が比較的高い溪流
- (c) 山腹崩壊又は地すべりの発生源からおおむね2キロメートル以内に公共施設等がある地区(ただし、山腹崩壊又は地すべりの規模が大であって、土石流等が2キロメートル以上の範囲に流出するおそれがある場合に、土石流等が流出すると予想される範囲に公共施設等がある場合には、その地区を含む。)

直轄河川防御対象氾濫区域

河川からの洪水氾濫によって、洪水時に浸水する潜在的可能性がある沖積平野などの区域。洪水時の河川の水位(計画高水位)より低い沿川の地域等が浸水すると仮定して図示されている。

なお、ここで図示してある氾濫区域は、国(国土交通省)が管理している大河川の堤防で守られている区域のみが記載されているため、県や市町村が管理している上流部や中小河川のみに関係している区域は記載されていない。

2 作成方法

参考資料をもとに、既存のデジタルデータ及び座標読取装置にて計測を行ったデータより作成した。

3 参考資料

- [地すべり危険箇所・急傾斜地崩壊危険箇所・土石流危険溪流]
 - ・ 熊本県土木部砂防課所管のデジタルデータ (H15 熊本県土木部砂防課)
- [山腹崩壊危険箇所・崩壊土砂流出危険箇所]
 - ・ 山地災害危険地区調査位置図 (縮尺 1/50,000 H8 熊本県林務水産部森林保全課)
- [直轄河川防御対象氾濫区域]
 - ・ 環境特性図 (縮尺 1/50,000 H5~H8 熊本県環境生活部環境政策課)

番 号	防災関連
13	地形分類・傾斜区分

1 内容

ここでは、地域を構成する最も基礎的な情報のひとつとして、土地の高低、形状や成因の分類などを示している。また、傾斜区分は、地表面の傾斜の概況を示している。

こうした地域の地形は、地殻変動や火山活動、水循環に伴う浸食や堆積などにより形成されており、地域の地質とも密接な関係をもっている。そのため、地域環境が有している災害や水循環、自然環境や景観などの特性をはじめ、土地利用のあり方などを検討していく上で重要な要因ともなっている。

2 作成方法

参考資料をもとに、座標読取装置にて計測を行った。

3 参考資料

[地形分類・傾斜区分]

・土地基本分類調査（縮尺 1/50,000 S31～H10 熊本県地域振興部土地資源対策課）

[海岸線区分]

・海図第 169 号 島原湾（縮尺 1/100,000 H13 海上保安庁水路部）

・海図第 206 号 天草諸島及八代海（縮尺 1/100,000 H13 海上保安庁水路部）

番 号	地域社会・生活関連
14	公害防止関連法指定

1 内容

ここでは、地域における公害防止等に係る規制や指定に係る範囲のうち、騒音、振動、悪臭などに係る規制区域の状況を示している。

なお、水質に係る環境基準類型については、「08 水系・水質区分」に掲載している。

騒音に係る地域指定区域と環境基準の地域類型

県では、騒音規制法及び熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づいて、騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域を、知事が指定しており、特定施設などについては市町村長への届出が必要となっている。

本図では、特定工場等に係る地域指定区域を掲載している。なお、特定建設作業に係る地域指定も別途なされている。

振動に係る地域指定区域

振動公害は、工場等、建設作業、道路交通など騒音を伴って発生することが多く、発生源もさまざまである。振動規制法に基づく地域指定は、以下の基準に対応した地域が指定されており、特定施設などについては届出が必要となっている。

本図では、特定工場等及び道路交通振動に係る地域指定区域を掲載している。なお、そのほかに、特定建設作業に係る指定区域区分も別途なされている。

悪臭に係る規制地域

住民の生活環境を保全するため、悪臭防止法に基づき、工場や事業場などからの悪臭物質の排出を規制し、悪臭を防止する必要があると県知事が認める地域が規制地域として指定されている。

大気汚染関連（硫黄酸化物に係る排出基準（K 値））

大気汚染防止法及び熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づき、ばい煙の排出規制、粉じんの飛散規制、自動車排出ガスの濃度規制などが行なわれている。

ばい煙（硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物等の有害物質）規制については、法や条例に定めるばい煙発生施設について届出が必要であるとともに、それらの施設から排出されるばい煙の規制が行われている。

ばい煙規制のうち、硫黄酸化物の規制基準については、地域の区分ごとの値（K 値）及び排出口の高さに応じて許容排出量を定めることとされている。

2 作成方法

参考資料をもとに、既存のデジタルデータ及び座標読取装置にて計測を行ったデータより作成した。

3 参考資料

- [騒音に係る地域指定区域(特定工場)]
 - ・都道府県別指定図・規制図C D-ROM(環境省 H13 熊本県環境生活部環境保全課)
- [振動に係る地域指定区域(特定工場及び道路交通)]
 - ・都道府県別指定図・規制図C D-ROM(環境省 H13 熊本県環境生活部環境保全課)
- [悪臭に係る規制区域]
 - ・都道府県別指定図・規制図C D-ROM(環境省 H13 熊本県環境生活部環境保全課)
- [硫酸化物に係る排出基準(K値)]
 - ・環境白書 H12 熊本県
- [航空機騒音に係る環境基準の類型指定]
 - ・都道府県別指定図・規制図C D-ROM(環境省 H13 熊本県環境生活部環境保全課)

番 号	地域社会・生活関連
15	観光・地域資源等分布

1 内容

ここでは、良好な自然地や景勝地、歴史的文化的資源、観光・レクリエーション施設など、地域における観光資源をはじめとしたさまざまな資源の分布状況を示している。

これらの資源等は、各市町村関係資料をもとに編纂を行っている。また、各市町村で制定された自然環境保全等に係る条例などで指定されている区域も合わせて表示している。

2 作成方法

参考資料をもとに、座標読取装置にて計測を行った。

3 参考資料

- ・環境特性図（縮尺 1/50,000 H5～H8 熊本県環境生活部環境政策課）

番 号 16	地域社会・生活関連 気温
-----------	-----------------

1 内容

ここでは、地域の気候のうち、日常生活や農業活動などと密接な関連がある季節ごとの平均気温や日較差の状況をしめしている。

地域の環境特性の検討や把握に資することを目的に、季節別の気温概況を既存の資料等から類推し模式的に作成されている。

2 作成方法

平均気温の等温線は、参考資料のうち国土情報整備事業により気象庁が作成した資料(メッシュ気候値)をもとに、過去 20 年間の月別平均により算出されたメッシュデータをもとに、GIS ソフトを用いて作成した。

3 参考資料

[平均気温線 (概況)]

- ・国土情報整備事業により気象庁が作成したメッシュ気候値データ (S62)

[気温格差が大きい地域 (平均 10 以上)]

- ・国土情報整備事業により気象庁が作成したメッシュ気候値データ (S62)

[観測点]

- ・環境特性図 (縮尺 1/50,000 H5 ~ H8 熊本県環境生活部環境政策課)

番 号	地域社会・生活関連
17	社会施設・生活基盤等整備

1 内容

ここでは、快適な生活環境の維持や確保の上で、もっとも基礎的な社会環境条件のうち、日常生活の利便性などに関連する条件として、下水道整備や交通施設の整備状況を示している。

なお、各種社会施設のうち、工業施設や業務施設、文教施設、公園緑地、運動競技施設、運輸流通施設などについては、「03 土地利用・植生」に、また、水源や給水区域については、「09 給水区域・水源分布」に、それぞれ掲載している。

2 作成方法

参考資料をもとに、座標読取装置にて計測を行った。

3 参考資料

[社会施設・生活基盤整備]

- ・環境特性図（縮尺 1/50,000 H5～H8 熊本県環境生活部環境政策課）
- ・一般廃棄物処理の状況（H13 熊本県環境生活部廃棄物対策課）
- ・Pasco Digital Map 43 熊本県（H13 株式会社パスコ）

[港湾区域]

- ・国土数値情報（港湾区域）（H2 国土交通省）

[漁港区域]

- ・国土数値情報（漁港区域）（S59 国土交通省）

番 号 18	地域社会・生活関連 農林水産関連基盤等整備
-----------	--------------------------

1 内容

ここでは、効率的な土地利用の推進や活力ある地域づくりに向けてのもっとも基礎的な社会環境条件のひとつとして、地域における農林水産における基盤整備等の状況を示している。

本図では、こうした農林水産の基盤整備状況のうち、内陸地域としての本地域において実施中の農業農村整備（農地のかんがい排水事業やほ場整備事業、農村整備事業など）の内容や事業の位置をしめしている。

また、本地域を代表する林業における基盤整備や、河川等を対象とした漁業基盤等の整備などについては、既存資料からの地図化が困難であったため省略し、本図では、国有林の位置や範囲だけを示している。

2 作成方法

参考資料をもとに、座標読取装置にて計測を行った。

3 参考資料

[農業農村関連基盤整備]

・熊本県の農業農村整備位置図（縮尺 1/150,000 H15 熊本県農政部農村計画課）

[漁業関連基盤等整備]

・環境特性図（縮尺 1/50,000 H5～H8 熊本県環境生活部環境政策課）

番 号	地域社会・生活関連
19	土地利用基本計画・都市計画

1 内容

ここでは、国土利用計画法に基づく熊本県土地利用基本計画の 5 地域分と都市計画法に基づく都市計画の地域地区指定の状況を示しているほか、土地利用基本計画による 5 地域区分が重複する地域における土地利用に関する調整指導方針の内容とを併せて示している。

5 地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針については、各地域区分の重なり状況が地図上に示されており、それらの調整指導方針を凡例として示している。以下に、各指定地域等の主な内容を示す。

土地利用基本計画

都市地域のうち、市街化区域

すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

都市地域のうち、市街化調整区域

市街化を抑制すべき地域

森林地域

森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興及び森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域

森林地域のうち、保安林

具体的な内容については、「11 防災関連法指定」図及び解説を参照。

自然公園地域

優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域。具体的な内容については、「01 自然環境・文化財関連法指定」図及び解説を参照。

自然公園のうち、特別地域

特別地域は自然公園の風致を維持するために指定される地域。具体的な内容については、「01 自然環境・文化財関連法指定」図及び解説を参照。

自然公園のうち、特別保護地区

特別保護地区は自然公園の景観を維持するために、特別地域内に指定される地域。具体的な内容については、「01 自然環境・文化財関連法指定」図及び解説を参照。

農業地域

農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域

農業地域のうち、農用地区域

農業生産の基盤として確保されるべき土地

自然環境保全地域

良好な自然環境を形成している地域でその自然環境の保全を図る必要がある地域

自然環境保全地域のうち、特別地区

環境大臣が、自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に指定した地区。特別地区内においては、次に掲げる行為は、原則として環境庁長官の許可

を得る必要がある。

- (a) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、または増築すること
- (b) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること
- (c) 鉱物を採取し、または土石を採取すること
- (d) 水面を埋め立て、または干拓すること
- (e) 河川、湖沼等の水位または水量に増減を及ぼさせること
- (f) 木竹を伐採すること
- (g) 環境大臣が指定する湖沼または湿原及びこれらの周辺 1km の区域内において当該湖沼もしくは湿原またはこれらに流水が流入する水域もしくは水路に汚水または排水を排水設備を設けて排出すること
- (h) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること

都市計画区域のうち、市街化区域

すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

都市計画区域のうち、市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域

都市計画による区域地区

1 種低層住居専用地域

低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域

第 2 種低層住居専用地域

低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域

第 1 種中高層住居専用地域

中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域

第 2 種中高層住居専用地域

主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域

準住居地域

道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域

近隣商業地域

近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の義務の利便を増進するため定める地域

商業地域

主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域

準工業地域

主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域

工業地域
主として工業の利便を増進するため定める地域
工業専用地域
工業の利便を増進するため定める地域

2 作成方法

参考資料をもとに、既存のデジタルデータ及び座標読取装置にて計測を行ったデータより作成した。

3 参考資料

[都市地域]

- ・土地利用調整総合支援ネットワークシステム（縮尺 1/50,000 H16 熊本県地域振興部土地資源対策課）

[都市における用途地域]

- ・各都市計画総括図（H6～H13 熊本県土木部都市計画課）

[農業地域]

- ・土地利用調整総合支援ネットワークシステム（縮尺 1/50,000 H16 熊本県地域振興部土地資源対策課）

[森林地域]

- ・土地利用調整総合支援ネットワークシステム（縮尺 1/50,000 H16 熊本県地域振興部土地資源対策課）

[自然公園地域]

- ・土地利用調整総合支援ネットワークシステム（縮尺 1/50,000 H16 熊本県地域振興部土地資源対策課）

[自然保全地域]

- ・土地利用調整総合支援ネットワークシステム（縮尺 1/50,000 H16 熊本県地域振興部土地資源対策課）

[臨港地区]

- ・環境特性図（縮尺 1/50,000 H5～H8 熊本県環境生活部環境政策課）